

別紙 4

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
701	漁港休憩施設使用の取消し等	厚岸漁港休憩施設設置条例（平成5年厚岸町条例第12号）	第7条	×ア	産業振興課水産振興係	
702	沿岸漁業構造改善対策事業補助金交付決定の取消し等	厚岸町沿岸漁業構造改善対策事業補助規則（昭和41年厚岸町規則第5号）	第17条	×ア	産業振興課水産振興係	
703	水産物産地流通加工センター形成事業補助金交付決定の取消し等	厚岸町水産物産地流通加工センター形成事業補助規則（昭和53年厚岸町規則第14号）	第16条	×ア	産業振興課水産振興係	
704	漁村環境改善総合センター使用の制限	厚岸町漁村環境改善総合センター条例（平成13年厚岸町条例第36号）	第5条	×ア	産業振興課水産振興係	
705	漁村環境改善総合センター使用許可の取消し等	厚岸町漁村環境改善総合センター条例（平成13年厚岸町条例第36号）	第6条第1項	×ア	産業振興課水産振興係	
706	床潭地区漁村センター使用許可の制限	厚岸町床潭地区漁村センター条例（平成13年厚岸町条例第37号）	第5条	×ア	産業振興課水産振興係	
707	床潭地区漁村センター使用許可の取消し等	厚岸町床潭地区漁村センター条例（平成13年厚岸町条例第37号）	第6条第1項	×ア	産業振興課水産振興係	
708	農業農村活性化施設使用の制限	厚岸町農業農村活性化施設条例（平成13年厚岸町条例第33号）	第5条	×ア	産業振興課農業振興係	
709	農業農村活性化施設使用許可の取消し等	厚岸町農業農村活性化施設条例（平成13年厚岸町条例第33号）	第6条第1項	×ア	産業振興課農業振興係	
710	農業振興奨励補助金交付決定の取消し等	厚岸町農業振興奨励補助規則（昭和39年厚岸町規則第12号）	第11条	×ア	産業振興課農業振興係	
711	農業構造改善事業補助金交付決定の取消し等	厚岸町農業構造改善事業補助規則（昭和41年厚岸町規則第3号）	第20条	×ア	産業振興課農業振興係	
712	経営体育成支援事業助成金交付決定の取消し等	厚岸町経営体育成支援事業交付規則（平成25年厚岸町規則第24号）	第21条第1項	×ア	産業振興課農業振興係	
713	育成牛等一時管理施設使用の制限	厚岸町育成牛等一時管理施設条例（平成10年厚岸町規則第34号）	第6条	×ア	産業振興課農業振興係	
714	育成牛等一時管理施設使用承認の取消し等	厚岸町育成牛等一時管理施設条例（平成10年厚岸町規則第34号）	第10条	×ア	産業振興課農業振興係	
715	若齢牛育成センター利用の制限	厚岸町若齢牛育成センター条例（平成19年厚岸町条例第1号）	第8条	×ア	産業振興課農業振興係	
716	若齢牛育成センター利用許可の取消し等	厚岸町若齢牛育成センター条例（平成19年厚岸町条例第1号）	第9条第1項	×ア	産業振興課農業振興係	

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
717	厚岸町営牧場利用における必要な指示	厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例（昭和45年厚岸町条例第13号）	第10条	○	産業振興課町営牧場	
718	管理上の承認取消し	厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例（昭和45年厚岸町条例第13号）	第10条	○	産業振興課町営牧場	
719	違反者に対する措置（承認取消し）	厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例（昭和45年厚岸町条例第13号）	第14条第1項	×ア	産業振興課町営牧場	
720	太田活性化施設利用の制限	厚岸町太田活性化施設条例（平成27年厚岸町条例第1号）	第8条	×ア	産業振興課農業振興係	
721	太田活性化施設利用許可の取消し等	厚岸町太田活性化施設条例（平成27年厚岸町条例第1号）	第9条	×ア	産業振興課農業振興係	

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 処分基準を設定している。
 - ②「×」 処分基準を設定していない。
- ア：処分基準が法令の定めにくくされているもの
イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの